

平成 25 年度第 1 回北見市男女共同参画審議会会議録

日時 平成 26 年 1 月 20 日（月）午後 7 : 00 ~ 8 : 30

会場 市役所北 2 条仮庁舎 3 階 庁議室

◎出席者

・委員

飯田委員、越田委員、清水委員、菅原委員、飛澤委員、中嶋委員、松井委員、松平委員
丸山委員、山本委員、渡辺委員

・事務局

伊藤市民環境部長、松崎市民環境部次長、和田市民活動課長、刀祢男女共同参画担当係長

1. 開会

2. 委嘱状の交付

櫻田市長から新委員へ委嘱状交付

3. 市長挨拶

皆様こんばんは。お忙しい中を、またお疲れのところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。北見市男女共同参画審議会の開催にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはご多忙中にもかかわらず、本審議会委員をお引き受けいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、憲法に定める人権尊重と法の下での平等の理念に基づき、男女共同参画基本法の下最重要課題として進められています。北見市におきましても「男女共同参画を推進するための条例」の下に平成 20 年に「男女共同参画プランきたみ」を策定し、「男女が社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目指して各施策に取り組んでいるところでございます。以前は、男性に比べて女性の社会的・経済的地位が低いということから、女性の地位を保障するため法や社会環境の整備が進められてきました。これにより現在では個人の意識や生き方に、性別にこだわらない多様な選択肢がもたらされてきています。しかし、まだ多くの場合家庭内の労働は女性が担い、育児や介護のための離職が女性に多いという現状がございます。逆に男性の視点から見ると、家庭の経済基盤を担うのは男性という意識がまだまだ強く、家事育児に参画する時間は極めて少ないという現状もございます。このような状況を見たときに、男女共同参画は女性のみならず男性の問題でもあると思うところでございます。

私も、次の世代を作っていくためにも男性も女性も差別や偏見や暴力のない調和のとれたまちづくり、地域づくり、社会づくりを進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましては各施策に関しましてご審議いただき、様々な視点からご意見を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

（挨拶後市長退席）

◎委員及び事務局職員自己紹介

《課長》

本日の会議は委員の過半数のご出席をいただいております。北見市男女共同参画審議規則第3条第3項の規定を満たし成立しておりますことをご報告申し上げます。

これから先の議事進行は、前会長の任期満了により会長の職が空席となっておりますため、北見市男女共同参画審議会規則第2条第3項により、副会長のC委員にその職務を代理していただきたいと存じます。

4. 議事(1)会長・副会長の選出

《副会長》

それではお手元にありますレジュメの4番の議事に入ります。(1)の会長、副会長の選出について選出方法などについて事務局から説明願います。

《係長》

北見市男女共同参画審議会規則第2条に「審議会に会長及び副会長1人を置き委員の互選により定める」と規定されております。

《副会長》

事務局から、北見市男女共同参画審議会規則第2条に、会長及び副会長を委員の皆さんの互選により定めるとの規定がある旨説明がありました。それでは会長、副会長の選任につきまして、立候補、推薦等はいかがでしょうか。

《J委員》

事務局のほうから案を示していただければと思います。

《副会長》

事務局から案を示していただくという形でよろしいですか。

《異議なしの声》

《係長》

会長には現在副会長のC委員に、副会長にはL委員に就任いただくことを提案します。

C委員は平成20年から平成22年まで北見市立小中学校校長会推薦により本審議会委員を務められ、昨年から再び委嘱しております。L委員につきましては学識経験者として委嘱しております。会長に男性を推薦しましたので副会長は女性にと考え推薦させていただきました。

《副会長》

ありがとうございました。ただいま事務局から会長にはC委員を、副会長にはL委員をという案が示されましたが、事務局案のとおり選任することとしてよろしいでしょうか。

《全委員拍手＝全委員承認》

《C副会長》

ありがとうございます。それでは事務局案どおり会長にはC委員、副会長にはL委員に決定させていただきます。

《会長》

不慣れですが2年目ということで皆さんの意見をまとめ施策に反映させていきたいと思しますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。

《副会長》

皆さんの意見を反映できるようにまとめていきたいと思しますので、よろしくお願ひいたし

ます。

《会長》

まず事務局から配付資料の確認と、議事の2「審議会の役割について」説明願います。

《係長》

事前に郵送した資料は①男女共同参画プラン推進事業実施状況調②女性委員登用率目標値③男女共同参画重点項目④男女共同参画を推進するための条例でございます。

本日お配りしたのは①議案②審議会等の女性の登用状況調査結果表③委員意見集約書④北見市男女共同参画審議会委員名簿⑤昨年の意見書⑥男女共同参画審議会規則でございます。

《課長》

本日委員の半数6名の方が改嘱されましたので、北見市男女共同参画審議会設置の趣旨及び役割につきましてご説明を申し上げます。資料としてお配りした「北見市男女共同参画を推進するための条例」をご覧いただきたいと存じます。

条例第16条第1項に、市長に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため基本計画を策定することを義務付けております。また同条第3項に「市長は基本計画を策定しまたは変更しようとするときはあらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない」と規定し、さらに第28条には審議会の権限「審議会は基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について市長の諮問により又は必要に応じて調査審議し市長に意見を述べるができる」と規定しております。

本日の審議会はこの規定に基づき、北見市の男女共同参画基本計画の進捗状況等をご審議いただき、ご意見をいただくものでございます。

《会長》

審議会の役割について説明がありました。ご質問はありませんでしょうか。

では早速議事(3)北見市男女共同参画基本計画の進捗状況等の審議に移ります。初めに事務局から基本計画の進捗状況及び重点項目等を一括説明を受け、その後皆様からご意見を伺いたいと思います。

《係長》

男女共同参画プランの事業実施状況について、重点項目及び昨年の審議会から5項目にわたりご意見を頂いておりますので、その項目を中心にご説明いたします。

資料の「男女共同参画プランきたみ推進事業実施状況調」を開きますと基本計画の体系図となっており、「北見市の男女共同参画を推進するための条例」にうたう基本理念の具現化に向け5つの基本目標を柱とし128の事業で構成されています。次のページ以降は24年度事業の結果及び25年度の取り組み状況をまとめています。

では、実施状況調1ページ事業No.1「市の審議会、附属機関などへの女性委員の登用促進」、及び事業No.2「女性のいない審議会等の解消」の事業ですが、「政策方針決定の場における男女共同参画の拡大」を目標とし、女性委員40%の登用を目標として重点項目として取り組んでいます。本年度4月1日現在の調査結果は30.4%と、前年比で1.1ポイント増、39人の女性委員の増となりました。審議会のほうからも取り組みを強化すべきとのご意見をいただきまして、所管部署においては推薦依頼の際に女性を割り当てて依頼したり公募制を取り入れるなど積極的改善措置の取り組みを進め、毎年僅かずつではありますが目標に近づいている状況です。

資料の「登用目標値」をご覧ください。このように期限と目標を決めて実現に向けて努力す

る「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」という積極的改善措置に取り組んでいます。

また、本日お配りした資料「北見市の各種審議会委員会等の女性登用状況調査表」には審議会ごとに過去3年の登用の推移をまとめましたが、担当部署では女性数を割り当てて推薦依頼する「クォーター制」という手法にも取り組んでいます。計画期間中の目標達成の見通しは大変厳しい状況ですが、男女の役割分担意識を取り払い男女平等意識の育まれた社会を目指す指標として、あくまで40%の女性の登用を目指し積極的改善措置の取り組みを続けていきたいと考えています。

同時に、ただいま申し上げた女性数を直接的に増やすための働きかけのほかに、女性が社会活動に参画できていない背景にある課題を解決していくことが重要であると考えています。

日本の社会において長い間に培われてきた男女の役割分担意識の根強さもあって女性は子育てや介護等で仕事を退き職業を継続していないという状況がありますが、女性の就業の継続を図るためには仕事と子育てなどを両立して働き続けるようにする施策が重要となりますことから、子育て支援や就業環境の整備、柔軟かつ多様な働き方の推進など、様々な施策を基本計画に織り込み推進しています。

昨年の審議会のほうからも「女性の就労支援制度の周知及び利用促進を図り、女性の社会参加と男性の家事育児参加を進めること」とのご意見を頂戴していますが、どれくらい進んでいるかということにつきましてまず事業主としての北見市役所ということで申し上げますと、北見市役所では文書をもって育児介護休業等制度の周知や取得奨励を行い、事務の機動的対応により応援体制の構築に取り組んでいます。実施状況調2ページ事業 No.5 を見ていただくと、男性職員の育児休業の取得実績はまだありません。市の職員が先駆けて取得し好事例としてそれを広げていけるよう、各職場で取得しやすい雰囲気づくりについても働きかけを継続していきたいと思っております。

また民間企業に対しては実施状況調6ページ事業 No.21「労働の場における男女の役割分担意識の是正」の事業を重点項目としており、労働状況調査により市内事業所の労働条件や制度の整備状況を冊子にまとめ、労働相談窓口やサービスの紹介、男女共同参画を推進するための法令の紹介とより良い労働環境づくりを働きかけています。女性が働き続ける上で大きな問題となる出産育児介護の支援制度については、事業主に対しては制度の整備を、労働者に対しては制度の利用促進を、今後も継続して働きかけていきたいと考えています。

次に、昨年新たに重点項目とした実施状況調5ページ事業 No.18「男女共同参画への貢献者（個人、団体、企業等）の顕彰」の事業ですが、民間企業における模範的な取り組みを広く社会に紹介することによって市民意識の醸成を図ろうとするものです。こちらはまだ研究という段階から進んでいないのですが、女性が働き続けることができ、男性も家事育児に参画できる模範的な取り組みを市民の方に紹介できるよう引き続き取り組みを進めたいと考えています。

次に、実施状況調8ページ事業 No.29 及び事業 No.30 の「家庭での男女の役割分担意識の是正・啓発」の事業ですが、仕事と家庭の両立支援制度の整備が進められていますが、家庭内の労働はまだ女性が担うことが多く、また医療や介護は在宅に移行する動きがありますがこれも女性への依存が大きいのが実際です。仕事も家庭も男女が共に担う意識を育てなければ女性の不安や負担感は増大し、このため女性は仕事を継続することができず登用は進んでいかないと考えます。この意識を育てるために、昨年ご意見を頂戴しましたとおり教育や啓発活動が重要で、市民活動課所管では講演会の開催、生涯学習課では「つどい in きたみ」「女性の派遣

研修」事業、また男女共同参画の手引書「広報物ガイドライン」の活用の奨励などがありますが、今後もこれらの事業を推進して市民の方の理解促進に努めていきたいと考えています。

特に、市民活動課の所管する講演会の事業につきまして、本年度は経済評論家で国の男女共同参画会議委員も務める勝間和代さんを講師にお招きし講演会を開催いたしました。その中で、日本の少子高齢化を防ぐには男女が共に働きながら暮らすことができ、子どもを産み育てられる状態をつくらなければならないというお話を伺いました。子育てなどで女性が仕事を退くことが多いという現象は保育園などの子育て支援環境が十分でないという理由と、もうひとつは男性の働き方があまりに厳しいので女性が専業主婦で子育てに集中しないと家庭生活が維持できず、結果として収入が下がり家計が苦しくなるので子どもを産むのをやめる、結果少子化が進むという構図なのだそうです。女性は103万・130万の税制の壁を乗り越えて働く、男性も長時間労働が当たり前の社会の雰囲気を変えて仕事と家庭生活の調和をとって子どもを産み育てられる社会をつくること、これが日本が今抱える少子高齢社会の問題を解決する鍵であり男女共同参画の意義である、とのお話でございました。講演会には中学生高校生の参加もあり、アンケートに「難しかった」「難しかったが分かってきた」と記載がありました。

男女共同参画の視点は幅広く多岐にわたっています。今すぐに理解に結びつかなくとも繰り返し積み重ね理解促進に取り組んでいきたいと考えています。

最後に「小学校段階から男女平等の理念形成と進路指導の分野から主体的に生きる力を身につける教育の充実を図ること」とのご意見に関しまして、指導室の所管事業として実施状況調11 ページ事業 No.45 の中に「発達段階に応じた男女の特性の理解促進」と、35 ページ事業 No.126「男女平等観に立った学校教育の推進」がありますが、学校教育においては男女平等の理念は大前提として基底におかれ、男女混合共修の形態を取って男女の別なく個性を重んじた指導を行っています。現状まだ理工系や研究職の分野に女性の進出が少ないといわれますが、性別による役割分担意識の是正を進め、一人ひとりが主体的に進路や生き方を選択できるよう、今後も学校教育や家庭教育、社会のあらゆる機会を捉えて男女平等の理念の形成に努めたいと考えています。

男女共同参画プランの進捗状況につきまして、6つの重点項目と、ご意見をいただきました項目を中心に説明いたしました。

ここで、先に送付しました資料の「男女共同参画プランきたみ重点項目」をご覧いただきたいのですが、庁内では課長職で組織する男女共同参画推進連絡会議を開催し、各課で取り組む事業の進捗状況や課題を検討し重点項目案を作成いたしました。その内容は昨年と同様の6項目を継続して重点項目とし、本年はこれに加えて男女がともに家庭を担い共同参画を進める事業として、実施状況調20 ページ事業 No.77 の「両親学級」の事業を新たに重点項目として取り組むこととしたものです。本日の審議会ではこの重点項目についても議論いただき、承認いただきたく提案いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

《会長》

ありがとうございました。只今、多岐に亘って事務局より説明がありましたがご質問等はありませんでしょうか。

私の方から一点、新しく追加されてこの場で審議して欲しいというのは20頁事業番号77の両親学級についてということですか。

《係長》

その事業そのものだけではなく、全体像として77番の事業を重点項目に加え進めていくという総体についてご審議をお願いしたいと存じます。

《会長》

皆さんの方から何かありませんでしょうか。

お手元に事前集約意見が配付されていますが、これについてまず検討していきたいと思えます。2名の方から意見を寄せられていますのでそれぞれ紹介していきますのでよろしくお願いいたします。そのあと事務局の方からご意見をいただき、皆様方からのご意見をいただくという形で進めていきたいと思えます。初めにJ委員からお願いいたします。

《J委員》

15ページの事業No.64「広報・啓発活動」について、配偶者やパートナーからの暴力や人権侵害の根絶に向け被害者の皆様が相談が安心してできる相談窓口の周知と支援を行いますということで、実績、計画として公共施設等への配置とありますが、庁内窓口以外の公共施設等の設置場所をお教えいただきたい。それに伴い設置場所を今後増やすことはあるのかということ。男女共同参画を取り巻く最近の動きとして、女性の活躍促進の位置づけと女性も輝く北見市をつくるため取り組んでほしいという意見です。配偶者からの暴力防止のリーフレットには相談窓口の連絡先や家を出る時に持ち出すと良いものなど様々な情報が記載されています。シェルターに駆け込んでくる女性の多くは着の身着のまま逃げて来ることも多く、家も家財も思い出の品も何もかも家に置いたままゼロからのスタートラインに立つ人が少なくないのです。リーフレットを見る機会があれば、一人で悩まず豊富な知識や経験を持った専門の相談員や関係機関につなぎ、凄まじい暴力を受けている被害者とその子どもが適切にアドバイスや情報提供を受けることで、最大の被害者である子どもたちへの影響も最小限に抑えることができるのです。そのようなことから、引き続き多くの場所にリーフレットを設置していただきたいという意見を述べさせていただきます。

《会長》

ありがとうございます。事務局の方からお願いいたします。

《係長》

DVに関する広報リーフレットには被害女性にとって役に立つ情報を載せており、被害者が一人で悩まずに適切な支援を受け新たなスタートを切って活躍していけるよう、引き続きリーフレットを多くの場所に設置することで周知を図ってほしい、とのご意見をいただきました。

相談窓口の周知につきまして、庁内窓口以外の公共施設等の設置場所としまして大通り庁舎・北2条仮庁舎の相談窓口以外では3総合支所、女性センターの資料設置コーナー及び女子トイレ、北見睦会に設置しているところです。今後の設置場所につきましては市民会館や芸術文化ホールなどの市民の多く集まる施設への設置を検討し周知に努めたいと思えます。女性の活躍促進への取り組みですが、女性があらゆる暴力から開放されていきいきと活躍することができる社会をつくるために、適切に相談や保護、自立への支援を受けることができることを周知することが大切であると同時に、DVに対して周囲の者が敏感にこれを察知し通報するなど、あらゆる暴力を許してはならないという市民の意識を育てて未然に防止できる社会をつくる必要があります。今後もさらに啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。

《会長》

今、事務局の方から説明がありましたがよろしいでしょうか。それでは続きましてE委員お

願いたします。

《E 委員》

最初に事業番号5の③について、市の男性職員に育休の取得がないということが意外に思いました。私は学校の職員ですが、学校の方では男性の育児休業取得は稀ではありますが、進んでいます。妻が出産後1年間育児休業を取ったあと、2年目は夫の方が育児休業を取得している方も職場におり、徐々に増えてきているという感覚があります。またIT関係に多いと思われませんが、育児休業を取って昼間は家事育児に専念しながら、空いた時間にPCで随時仕事のやり取りをする、というITを活用した働き方を、民間では10年以上前から取り入れているのを見かけます。市の職員で取得している人がいないというのは、代替職員や休業中の補償などがされていないということがあるのかと思いました。1年未満の短期であっても、是非育児休業を取得して、男性にも家事・育児に参画していただきたいと思います。

次に事業番号6の職員研修の派遣についてですが、女性職員342名中4名が派遣されているということですが、中央における研修で都府県の方達と交流すると、北海道では見聞きしなかったことも色々交流できて良いので、是非継続して欲しいと思いました。

次に事業番号18ですが、男女共同参画への貢献者の顕彰について男性のいる地元優良企業に目を向けるだけでなく、逆転の発想で、女性だけの職場で子育てしながら働きやすい環境づくりをしている事業所も結構あるのではないかと思います。私の知っている職場でも皆さん生き生きと仕事をしていて、出産する方や育児をしている方もフレックスタイムで働いていて、しかも女性の職場は何かと人間関係がギクシャクしているようなイメージを持たれますが、非常に仲が良い明るい職場があります。是非、働く事に生き甲斐を感じている人達の職場を顕彰するなり、そういう良い職場を広報紙で紹介するようなことができれば良いと思いました。

事業番号23は認識不足で「母性健康管理指導事項連絡カード」の存在を知らなかったのですが、妊婦の方が休憩・勤務時間の短縮というようなことを、医師の指導を受けないと取れないということがあるのかということがわかりませんでしたので、教えていただきたいです。

事業番号49の「農協・漁協への働きかけ」ですが、どちらも長時間労働で、家内工業スタイルで家族総出で労働をしているので、なかなかこのような男女共同参画の会議等にも参加しづらいのかなと思います。本当はそのような方達にも出席していただき色々お話を聞けたらと思います。

事業番号51は「ヘルシーステーション活動」ですが、この中の記述では北見自治区小学校11校と学校給食センターへの食材提供となっておりますが、可能であればもっと広げてもらえたらと思います。

《会長》

ありがとうございます。事務局の方から願いたします。

《係長》

ひとつ目の男性職員が積極的に育児休業等を取得できる職場体制をつくる必要がある、とのご意見ですが、北見市役所では「出産育児に関する諸制度の手引き」を作成し休暇休業制度の概要や手続きの周知及び各種の給付制度の周知に努め、職場体制の整備では代替職員の配置や事務分担のローテーション実施などフォロー体制の整備を行っています。北見市役所における男性の休業等取得の実績値は男女の役割分担意識の存在を示していると思います。また育児休業給付金については休業期間6割程度の給付となりますので、妻が専業主婦では生活が成り立

たないという問題がネックとなります。女性も働いて経済的に自立することが必要ということがここにおいてもいえると思います。ある男性職員から「休業によるキャリアの中断が自身の職務に支障をきたすとの思いから決断ができなかった」という話を聞きました。女性は出産や育児のために休業、退職という選択をしていますが、男性にとっても子育てがハンディとならず、仕事との調和を図って子育てできる社会づくりの突破口として市の男性職員が率先して取得できるよう、職場の意識改革や雰囲気づくりを進めていきたいと考えています。

次に、中央研修への参加や他の都府県との情報交流は大きな価値があるため派遣研修を継続してほしいとのご意見ですが、職員課所管の派遣研修は市町村職員研修センターや道姉妹都市等を派遣先とし自治体職員としての知見資質の向上を図っておりまして、特に女性に対する研修機会の付与という点につきまして念頭におき実施しているところです。男女共同参画をテーマとした研修は中央でも各種開催されていますが、男女共同参画を推進するための専門的な知見を得るため、そのような研修への参加につきましても検討をしていきたいと考えています。

次に、男女共同参画への貢献者の顕彰の事業について、地元優良企業ばかりでなく女性だけの職場でも子育てしながら働きやすい環境づくりをしている事業所があるので、そのような事業所を広報紙で紹介してはどうか、とのご意見ですが、現段階では、道の「家庭教育サポート企業」登録制度についてご教示をいただき、その登録企業を市の広報紙で紹介していくことができるかを検討している段階です。具体的にまだ着手できておりませんが、今後整理し着手していきたいと考えています。

次に、母性健康管理指導事項連絡カードに関するご質問ですが、「母性健康管理指導事項連絡カード」は仕事を持つ妊産婦が健康で働けるよう、事業主に対して主治医の指導事項を伝え指導に基き必要な「措置」を申し出るものです。改正育児介護休業法の方は男女双方を対象とし、3歳未満の子を養育する父母が「労働時間の短縮」や「所定外の労働の制限」を申し出た場合に、あるいは介護のために「介護休業」を申し出た場合に、それがきちんと適用されるよう就業規則に定めるなどの義務を事業主に課すものです。どちらも家庭と両立した働き方を目指す施策であり、男女共同参画社会を実現するために推進していかなくてはならないものです。

次に、農協・漁協への働きかけの事業について、農業や漁業は女性も含め家族で従事し長時間労働であるため女性がなかなかこのような会議の場にも参加できていないが、そのような方たちへ出席いただき話を聴くことができたらいとのご意見ですが、家業で行うことの多い農業漁業の場合、従来の男女の役割分担意識によって女性のほうが家事も担うとすればこのような場に参画することは女性にとって負担が大きく結局参加できないことになると思います。農協漁協など関係機関に対し、性別による役割分担意識の是正と女性の社会活動を推進するよう、継続して働きかけていきたいと考えています。

次に、事業 No. 51 のヘルシーステーション活動についてご要望の他校への拡大については、地元の農家 9 戸が主体となって行っている事業で農作業を行いながらの活動であり、供給量と配送体制から難しいというお話でした。農村地帯の小規模校はその地元農家から調達することができるのと、そのようにご理解いただきまして、農業における男女共同参画を進めるために、このヘルシーステーション活動の継続と、さらに法人への転換促進にも努めていきたいと考えています。

《会長》

事務局から説明がありましたが、E 委員何かありますか。

《E 委員》

ありがとうございます。

《会長》

事前に集約した意見につきましての調査がありました。それではこの後皆さんからのご意見をいただければと思います。1回目の方はこの審議会がどのような役割でどのような話をしているのか分からないまま進んでいるかと思いますが、少し方向が見えてきたのではないかと思います。北見市で男女共同参画プランを作り、それに向けて様々な部署で取り組んでいるということ。また北見市だけではなく市民にも広げた形で進められている訳ですが、まだまだ不十分なところがあり、最終的にこの審議会から市長に対しこのような形で取り組んでいただきたいということでまとめる形になる訳です。ですから、この中に皆さんの意見を反映していきたいと思いますので、今までの話の中から自分はどういうことに取り組んでもらいたいという要望や分からない点のご質問でもよろしいですので、ご意見をいただけたらと思います。

《会長》

質問に対して事務局からの説明を受けると順調に進められてきており、計画的に見てまだ途中のところもありますが今後このような方向でさらに進めていただけたらと思います。皆様からのご意見がとくに無ければ、ただ今出されておりました質問・意見をこの検証と照らし合わせ、J委員のDV被害の啓蒙促進を進めてもらいたいということと、E委員からありました研修をさらに進めていってもらいたい。それから、事業番号18の女性のみの職場ということで働きやすい環境作りをしている事業所にも目を向けてはどうだろう。それから、農協・漁協などの団体への働きかけ等を、この意見書にまとめておくというような形で進めていくということでもよろしいでしょうか。具体的な文言につきましては、会長、副会長そして事務局とで整理していきたいと思うのですが、皆様よろしいですか。

《K 委員》

お伺いしたいことと意見を述べます。事前に配られた資料の男女共同参画プランきたみ重点事項の事業番号2の取組内容に実績がありますが、平成24年度実績と平成25年度実績を比較してみると女性のいない審議会等が増えています。ただ、総審議会数が増えていますのでそういったことが原因かと思いますが、女性の委員が増えているにも関わらず女性のいない審議会が増えたということは、審議会によっては偏りが生じている。そのデータを見て、今日配られた「北見市の各種審議会・委員会等の女性の登用状況結果表」の極端なところに目がいってしまっただけですがNo. 24の図書館協議会は女性は80%いるわけです。方やゼロというところもあり、そのバランスを今後改善してはと思いました。

《係長》

女性ゼロの審議会につきましては、これまで報告がなくカウントされていなかった消防組合から新規に女性委員ゼロの報告があり3つ増となったものです。消防審議会と職務の似た防災会議、国民保護協議会など災害に関連した審議会があります。防災会議は依然女性がおりませんが国民保護協議会では女性委員を1名委嘱しました。消防組合の方にも今後働きかけを行っていきたいと考えています。

また、審議会ごとに見ると男女構成に均衡を欠く点について改善すべき点のご意見につきまして、市の附属機関等の設置運営要綱にはいずれの性も40%未満にならないよう配慮することと規程しています。全体として女性の登用率が高まることを目標としておりますが、審議会

ごとに男女双方の意思を反映することが最も望ましい形であることから、審議会ごとに男女のバランスに配慮するよう努めてまいりたいと思います。

《会長》

ありがとうございました。その他何かありませんでしょうか。今、K委員からありましたことにつきましては1番の意見の中に趣旨を加え作成していきたいと考えます。3番目の進捗状況の審議につきましては終わらせていただきたいと思います。

《会長》

次に4番その他について、今までの内容等と関連したことでもよろしいですし、要望がありましたら出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ないようですので議事についてはこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

《課長》

本日は長時間にわたり熱心にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

今後も、北見市の男女共同参画の推進に関しまして大所高所のご見地からご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。